

第一章 総則

第一条 本法ニ於テ会社ト称スルハ株式会社タル

第二条 鉄道事業者ヲ謂フ

又ハ一部ニ付鉄道財團ヲ設クルコトヲ得ス

鉄道財團ニ属スルモノハ同時ニ他ノ鉄道財團

二属スルコトヲ得ス

鉄道財團ハ之ヲ一箇ノ物ト看做ス

第二条ノ一 鉄道財團ノ設定ハ国土交通大臣ノ認可ヲ受クルニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

鉄道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一 抵当権ノ登録ガ全部抹消セラレタル後又ハ

抵当権ガ第十三条ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シタル後六箇月内ニ新ナル抵当権ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

二 第三十四条ノ二ノ規定ニ依ル登録ヲ為シタルトキ

三 第七十一条ノ競売（第七十七条ノ二ニ於テ準用スル第七十条ノ規定ニ依ル滞納処分ニ因ル換価ヲ含ム）ニ付セラレタル場合ニ於テ抵当権ガ消滅シタルトキ

第三条 鉄道財團ハ左ニ掲クルモノニシテ鉄道財團ノ所有者ニ属スルモノヲ以て之ヲ組成ス

一 鉄道線路、其ノ他ノ鉄道用地及其ノ上ニ存スル工作物並之ニ属スル器具機械

二 工場、倉庫、発電所、変電所、配電所、事務所、舍宅其ノ他工事又ハ運輸ニ要スル建物

三 用水ニ関スル工作物及其ノ敷地並之ニ属スル器具機械

四 鉄道用通信、信号又ハ送電ニ要スル工作物

五 前四号ニ掲タル工作物ヲ所有シ又ハ使用スル為め不動産ノ上ニ存スル地上権、登記シタル賃借権及前四号ニ掲タル土地ノ為

六 車両及之ニ属スル器具機械

七 保線其ノ他ノ修繕ニ要スル材料及器具機械

八 此ノ限ニ在ラズ

鉄道財團ニ属スルモノハ所有権以外ノ物権又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的ト為スコトヲ得ス

鉄道財團ハ所有権ニシテ第三項ノ権利ヲ失フ

又ハ一部ニ付鉄道財團ヲ設クルコトヲ得

ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的ト為スコトヲ得ス

ハ此ノ限ニ在ラズ

鉄道財團ニ属スルモノハ所有権以外ノ物権又

ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的ト為スコトヲ得ス

又ハ一部ニ付鉄道財團ヲ設クルコトヲ得

ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的ト為スコトヲ得ス

又ハ一部ニ付鉄道財團ヲ設クルコトヲ得

ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的ト為スコトヲ得ス

又ハ一部ニ付鉄道財團ヲ設クルコトヲ得

ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的ト為スコトヲ得ス

物権又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的タルトキ又ハ鉄道財團ニ属スヘキ不動産ニシテ賃借権ノ目的タルトキハ会社ハ鉄道財團ヲ設クルコトヲ得ス但シ不動産ニ関スル権利ヲ付其ノ登記ナキトキ又ハ自動車ノ抵当権ニ付其ノ登記ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

キトキ又ハ自動車ノ抵当権ニ付其ノ登記ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

スルモノ（自動車ノ抵当権ヲ除ク）ハ存セサルモノト看做シ押、仮差押又ハ仮処分ハ其ノ効力ヲ失フ但シ鉄道財團設定ノ認可効力ヲ失ヒタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

スル者又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ債権者ハ鉄道財團ノ所有者ニ對シ損害賠償ノ請求ヲ為ス

コトヲ得

鐵道財團ノ拡張ニ關シテハ第四条第三項及第八条乃至第十二条ノ規定ヲ準用ス

所有權ノ移轉ハ登録ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

ハ分割後抵当権ノ消滅スル鐵道財團ヲ明ニシ且大臣ハ直ニ官報ヲ以テ其ノ旨ヲ公告スヘシ

分割後ノ鐵道財團毎ノ鐵道財團目録ヲ差出スベシ

第十二条 鉄道財團ノ設定方認可セラレサルトキハ

抵当権ノ得喪若ハ変更又ハ鐵道財團ノ

所有權ノ移轉ハ登録ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ

第三百三十條ノ二 会社ハ鐵道ノ他ノ部分ニ付鉄道財團ヲ拡張スルコトヲ得

第三百三十條ノ三 会社ハ一箇ノ鐵道財團ヲ分割シテ

數箇ノ鐵道財團ト為スコトヲ得

抵当権ノ目的タル甲鐵道財團ヲ分割シテ其ノ一部ヲ乙鐵道財團ト為シタルトキハ

ハ乙鐵道財團ト付消滅ス

前項ノ場合ニ於ケル鐵道財團ノ分割ハ抵当権

者ガ乙鐵道財團ニ付抵当権ノ消滅ヲ承諾スルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

一部ヲ乙鐵道財團ト為シタルトキハ其ノ抵当権

ハ乙鐵道財團ト付消滅ス

前項ノ場合ニ於ケル鐵道財團ノ分割ハ抵当権

者ガ乙鐵道財團ニ付抵当権ノ消滅ヲ承諾スルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

一部ヲ乙鐵道財團ト為スコトヲ得但シ左ノ場合ニ

於テハ此ノ限ニ在ラズ

第一 合併セムトスル鐵道財團ニ付競売手続開始

若ハ強制管理開始ノ決定又ハ滞納処分アリタルトキ

二 合併セムトスル數箇ノ鐵道財團ノ内二箇以

上ノ鐵道財團ガ抵当権ノ目的タルトキ

合併セムトスル甲鐵道財團ニ付有スル他ノ抵当権

甲鐵道財團ヲ目的トスル抵当権ト同一ノ順位ヲ合併セムトスル乙鐵道財團ニ付有スル他ノ抵当権

合併セムトスル甲鐵道財團ノ内其ノ目的トスル

鐵道財團ヲ共通ニスル場合ノハ抵当権ヲ除

クガ存セザルトキハ前項第二号ノ規定ニ拘ラ

ズ鐵道財團ヲ合併セムトスルコトヲ得

鐵道財團ヲ合併シタルトキハ抵当権ハ合併後

ノ鐵道財團ノ全部ニ及ブ

第十三条ノ五 鉄道財團ノ拡張、分割又ハ合併

国土交通大臣ノ認可ヲ受クルニ因リテ其ノ効力

ヲ生ズ

第十五条 抵当権ノ得喪若ハ変更又ハ鐵道財團ノ

所有權ノ移轉ハ登録ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ

第三百三十條ノ六 鉄道財團拡張ノ認可アリタルトキハ

拡張セムトスル鐵道財團ノ部分ニ關スルモノニシテ

テ第三条ニ掲タルモノノ目録ヲ差出スベシ

第十六条 数箇ノ鐵道財團ノ債権ヲ担保スル為同一ノ鐵道財團ニ付抵当権ヲ設シタルトキハ

分割後ノ鐵道財團毎ノ鐵道財團目録ヲ差出ス

ベシ

第十七条 鉄道財團ノ設定方認可アリタルトキハ

抵当権ハ鐵道財團ニ付他ノ債権者ニ

先チテ自己ノ債権ノ弁済ヲ受クルコトヲ得

第十八条 抵当権者ハ債権ノ全部ノ弁済ヲ受クル

迄ハ鐵道財團ノ全部ニ付其ノ権利ヲ行フコト

ヲ得但シ抵当権者ハ其ノ弁済又ハ引渡前ニ差押

ヲ為スコトヲ要ス

第十九条 抵当権ハ鐵道財團又ハ之ニ属スルモノノ譲渡、貸付、滅失又ハ毀損ニ因リテ会社力受

クヘキ金錢其ノ他ノ物ニ対シテモ之ヲ行フコト

ヲ得但シ抵当権者ハ其ノ弁済又ハ引渡前ニ差押

ヲ為スコトヲ要ス

第二十条 会社ハ鐵道財團ニ付スルモノノ鐵道財團ヨリ分離セムトスルルトキハ抵当権者ノ同意ヲ得

团ヨリ分離セムトスルルトキハ抵当権者ノ同意ヲ

求ムベシ

会社ガ抵当権者ノ為競売手続開始又ハ強制管

理開始ノ決定アル前ニ於テ正当ナル事由ニ因リ

前項ノ同意ヲ求メタルトキハ抵当権者ハ其ノ同

意ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十一条 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九

十二号）第三条第一項ノ許可（以下「鐵道事業ノ

許可ト称ス）ノ取消ノ場合ニ於テハ抵当権者ハ

其ノ権利ヲ実行スルコトヲ得

前項ニ依リ抵当権ヲ実行セムトスルルトキハ抵

当権者ハ鉄道事業ノ許可ノ取消ノ日ヨリ六箇月

内ニ其ノ手続ヲ為スヘシ

鐵道事業者ノ許可ハ前項ノ期間及抵当権実行ノ終了ニ至ル迄仍存続スルモノト看做ス

第二十二条 債権者力同一ノ債権ノ担保スルシテ數箇ノ鐵道財團ノ上ニ抵当権ヲ有スル場合ニ於テ

同様ニ其ノ代価ヲ配当スヘキトキハ其ノ各鉄道

財團ノ価額ニ準シテ其ノ債権ノ負担ヲ分ツ

或鉄道財團ノ代価ノミヲ配当スヘキトキハ抵當權者ハ其ノ代価ニ付債權ノ全部ノ弁済ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ次ノ順位ニ在ル抵當權者ハ前項ノ規定ニ從ヒ右ノ抵當權者カ他ノ鐵道財團ニ付弁済ヲ受クヘキ金額ニ満ツル迄之二代位シテ抵當權ヲ行フコトヲ得

第二十四条 前条ノ規定ニ從ヒ代位ニ因リテ抵當權ヲ行フ者ハ其ノ抵當權ノ登録ニ其ノ代位ヲ附記スルコトヲ得

第二十五条 抵當權者ハ鉄道財團ノ代價ヲ以テ弁済ヲ受ケサル債權ノ部分ニ付テノミ他ノ財產ヲ以テ弁済ヲ受クルコトヲ得

前項ノ規定ハ鐵道財團ノ代價ニ先チテ他ノ財產ノ代價ヲ配当スヘキ場合ニハ之ヲ適用セス但シ他ノ債權者ハ抵當權者ヲシテ前項ノ規定ニ從ヒ弁済ヲ受ケシムルカ為之ニ配当スヘキ金額ノ供託ヲ請求スルコトヲ得

第二十五条ノ二 一定ノ範囲ニ属スル不特定ノ債權ヲ極度額ノ限度ニ於テ担保スル為設定セラレタル抵當權(以下根抵當權ト称ス)ニ付テハ民法第三百九十八条の二第二項及第三項並ニ第三百九十八条の三乃至第三百九十八条の二十二ノ規定ヲ準用ス

第二十六条 株式会社ニ非サル鉄道事業者ノ鉄道ノ抵當ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

第二十六条ノ二 軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条ノ特許ヲ受ケタル者ガ鉄道事業法第六十二条第一項ノ許可ヲ受ケタル者ガ軌道事業ヲ営ム者ノ軌道ニ付明治四十二年法律第二十八号ノ規定ニ依リテ為シタル処分、手続、登録其ノ行為ハ鉄道抵當法中之ニ相当スル規定ニ依リテ之ヲ為シタルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於ケル登録ニ關シ必要ナル事項ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

第二章 登録

第二十七条 登録ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外当事者ノ申請又ハ官序若ハ公署ノ嘱託ニ因リテ之ヲ為ス

設ク

第二十八条ノ二 国土交通大臣ハ鉄道財團ノ設定ヲ認可シタルトキハ鉄道財團設定ノ登録ヲ為ス

鉄道財團設定ノ登録ハ鉄道抵當原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

第二十九条 登録ノ年月日ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

第三十条 登録ノ年月日ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

第三十一条 登録ノ年月日ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

第三十二条 登録ノ年月日ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

第三十三条 登録ノ年月日ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

第三十四条 登録ノ年月日ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

第三十五条 鉄道財團設定ノ認可ガ効力ヲ失ヒタルキ又ハ鉄道財團ガ消滅シタルトキハ国土交通大臣ハ鉄道財團ノ用紙ヲ閉鎖スベシ第二十八条ノ第四項ノ規定ニ依リ鉄道財團ニ關スル表示ヲ未抹ナル用紙ニ付亦同ジ

第三十六条 左ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ鉄道抵當原簿ニ右ノ事項ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

一 前条第一号、第四号及第五号ニ掲タル事項

二 抵當權ノ順位

三 担保付社債ノ総額

四 担保付社債ノ総額ヲ數回ニ分ち發行スル旨ノ表示

五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

十一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

十二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

十三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

十四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

十五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

十六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

十七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

十八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

十九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

二十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

二十一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

二十二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

二十三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

二十四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

二十五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

二十六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

二十七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

二十八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

二十九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

三十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

三十一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

三十二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

三十三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

三十四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

三十五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

三十六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

三十七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

三十八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

三十九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

四十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

四十一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

四十二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

四十三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

四十四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

四十五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

四十六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

四十七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

四十八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

四十九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

五十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

五十一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

五十二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

五十三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

五十四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

五十五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

五十六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

五十七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

五十八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

五十九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

六十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

六十一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

六十二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

六十三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

六十四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

六十五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

六十六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

六十七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

六十八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

六十九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

七十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

七十一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

七十二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

七十三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

七十四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

七十五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

七十六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

七十七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

七十八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

七十九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

八十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

八十一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

八十二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

八十三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

八十四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

八十五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

八十六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

八十七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

八十八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

八十九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

九十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

九十一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

九十二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

九十三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

九十四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

九十五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

九十六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

九十七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

九十八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

九十九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百二十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百二十一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百二十二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百二十三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百二十四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百二十五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百二十六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百二十七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百二十八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百二十九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百三十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百三十一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百三十二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百三十三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百三十四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百三十五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百三十六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百三十七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百三十八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百三十九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百四十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百四十一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百四十二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百四十三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百四十四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百四十五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百四十六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百四十七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百四十八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百四十九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百五十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百五十一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百五十二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百五十三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百五十四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百五十五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百五十六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百五十七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百五十八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百五十九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百六十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百六十一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百六十二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百六十三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百六十四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百六十五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百六十六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百六十七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百六十八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百六十九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百七十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百七十一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百七十二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百七十三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百七十四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百七十五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百七十六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百七十七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百七十八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百七十九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百八十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百八十一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百八十二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百八十三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百八十四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百八十五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百八十六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百八十七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百八十八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百八十九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百九十一 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百九十二 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百九十三 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百九十四 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百九十五 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百九十六 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百九十七 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百九十八 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百九十九 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百二十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百二十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百二十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百二十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

一百二十 担保付社債ノ利率ノ最高限度

前項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ其ノ旨ヲ国土交通大臣ニ通知シ競売申立ノ登録ノ抹消ヲ嘱託スヘシ
国土交通大臣ニ於テ前項ノ嘱託ヲ受ケタルトキハ左ノ手続ヲ為スヘシ
一 第四十六条第二項ニ依リテ為シタル登録及抵当権ノ登録ヲ抹消スルコト
二 競落ヲ許ス決定アリタルコトヲ管轄登記所ニ通知シ競落人又ハ競落人ニ依リテ起發セラレタルレタル会社力取得シタル不動産ニ関スル権利ノ登記及第十二条第二項ニ依リ効力ヲ失ヒタル登記ノ抹消ヲ嘱託スルコト
三 競落人又ハ競落人ニ依リテ起發セラレタル会社ガ取得シタル自動車ニ関スル権利ノ登記及第十二条第二項ニ依リ効力ヲ失ヒタル登記ノ抹消ヲ為スコト
第六十九条 競落ヲ為サシテ競売手続ヲ終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ国土交通大臣ニ通知シ競売申立て登録ノ抹消ヲ嘱託スヘシ
第七十条 裁判所ハ二回以上競売期日ヲ開始シタルモノハ第十四条第二項ニ依リテ為シタル登録ヲ抹消スヘシ
第七十一条 前項ノ場合ニ於テ裁判所ハ抵当権者ノ意見ヲ聴キ鉄道財團ニ属スルモノヲ分割シテ競売ニ付スルコトヲ得
競買人ハ競買ノ申込ト共ニ保証トシテ最低競売価額百分ノ五ニ相当スル金額ヲ現金又ハ有価証券ヲ添付スヘシ
第七十二条 削除
第七十三条 競落人ハ競落ヲ許ス決定カ確定シタル日ヨリ三箇月内ニ許可ヲ申請スヘシ
第七十四条 競落人カ会社ノ発起人ナルトキハ前条ノ許可ノ申請ニハ定款及会社ノ設立登記謄本ヲ添付スヘシ
第七十五条 削除
第七十六条 土国交通大臣ハ第七十三条及第七十四条ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ許可ス

第七十七条 第七十三条ノ許可ヲ生シタルトキハ競落人又ハ競落人ニ依リテ設立セラレタル会社力競落代金ヲ承継ス
人ニ依リテ設立セラレタル会社力競落代金ヲ承継ス
松ヒタルトキニ其ノ効力ヲ生ス

第七十七条ノ二 鉄道財團ニ係ル滞納處分ニ關シタルテハ第六十五条本文、第六十六条、第六十七条、第六十八条、第二項、第六十九条、第七十条、第七十一条第一項（第六十五条本文、第六十六条、第六十七条第一項及第六十八条ニ係ル部分ニ限
ル）、第七十三条、第七十四条、第七十六条及前条ノ規定ヲ準用ス

第七十八条 強制管理ニ付テハ第四十三条、第四十五条乃至第四十七条ノ規定ヲ準用ス

第七十九条 強制管理開始ノ決定確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ決定ノ膳本ヲ国土交通大臣ニ送付スヘシ

第八十条 前条決定ノ膳本ノ送付アリタルトキハ国土交通大臣ハ一人又ハ數人ノ管理人ヲ選任ス
ヘシ但シ強制管理ノ申立人ハ適當ノ人ヲ推薦ス
ルコトヲ得

商事会社ハ管理人タルコトヲ得

第八十一条 國土交通大臣ハ管理人ヲ監督シ、管理方法ニ付指揮ヲ為シ且管理人ニ与フヘキ報酬ノ額ヲ定ムヘシ

第八十二条 國土交通大臣ハ前項ニ掲ケタル事項ニ付債務者、鉄道財團ノ所有者、抵當權者及鑑定人ノ意見ヲ聽クコトヲ得

國土交通大臣ハ管理人ニ担保ヲ供スヘキコトヲ得

ヲ命シ又ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第八十三条 國土交通大臣力管理人ヲ任免シタルトキハ其ノ旨ヲ債務者、鉄道財團ノ所有者、抵當權者及裁判所ニ通知スヘシ

第八十四条 鉄道財團ノ所有者力管理人選任ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ鉄道財團ヲ管理人ニ引渡スヘシ

管理人ハ鉄道財團ノ所有者ニ対シ管理ニ必要ナル書類其ノ他ノ物ノ引渡フ求ムルコトヲ得

鉄道財團ノ所有者力前二項ノ引渡フ為ササルトキハ裁判所ハ管理人ノ申立ニ因リ執行官ヲシテ其ノ引渡フ為サシムヘシ

第八十五条 管理人ハ鉄道財團ノ管理及収益ニ付必要ナル裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為スヘシ

第八十六条 鉄道財團ノ管理ニ付官庁ニ対スル取締役及執行役ノ責任ハ管理人之ヲ負フ

第八十七条 管理人ハ毎事業年度及其ノ業務施行ノ終了後債務者、鉄道財団ノ所有者、抵当権者、国土交通大臣及裁判所ニ計算書ヲ差出スベシ
債務者、鉄道財団ノ所有者及抵当権者ハ計算書ノ送付アリタル日ヨリ一週間に二裁判所ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得
前項ノ期間内ニ異議ノ申立ヲ為サザリシ者ハ計算ヲ承認シタルモノト看做ス
異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ管理人ヲ審訊シ且国土交通大臣ノ意見ヲ聴キタル後之ヲ裁判スベシ
第八十九条 管理人ハ前条第二項ノ期間ヲ過ぎハ前条第四項ノ裁判ヲ経タル後ニ非サレハ抵当権者二対シ配当額ノ交付ヲ為スコトヲ得ス
管理人ハ強制管理ノ申立人材費用ノ立替支弁ヲ為ササルトキハ裁判所ハ管理人ノ申立ニ因リ強制管理ノ取消ヲ命スルコトヲ得
管理人ハ強制管理ノ申立人材費用ノ立替支弁ヲ為ササルトキハ裁判所ハ管理人ノ申立ニ因リ強制管理ノ取消ヲ命スルコトヲ得
第九十一条 前条第二項ノ場合ニ關シテハ第六十八条第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス
前項ノ場合ヲ除クノ外強制管理ノ取消ニ關シテハ第六十九条ノ規定ヲ準用ス
第四章 責則
第九十二条 次ノ場合ニ於テハ取締役、執行役又ハ管理人ヲ十万円以下ノ過料ニ処ス
一 第八条第二項ノ公告ヲ為サザルトキ
二 第九条ノ規定ニ違反シタルトキ
三 第二十条ノ同意ヲ得ズシテ鉄道財団ニ属スルモノヲ鉄道財団ヨリ分離シタルトキ
四 登録ニ關シ不正ノ申請ヲ為シタルトキ、第三十条ノ第二項ノ登録ヲ為スコトヲ怠リタルトキ又ハ第三十一条ノ登録ノ申請ヲ為ササルトキ
五 鉄道財団目録ニ不正ノ記載ヲ為シタルトキ、第三十四条ノ届出ヲ為サザルトキ又ハ不正ノ届出ヲ為シタルトキ

六 管理方法ニ付国土交通大臣ノ命令ニ違反シタルトキ
七 第八十八条ノ計算書ヲ差出ササルトキ又ハ不正ノ計算書ヲ差出シタルトキ
八 配当額ノ交付ヲ為ササルトキ又ハ第八十七条若ハ第八十九条第一項ノ規定ニ違反シテ配当額ノ交付ヲ為ササルトキ
九 第八十九条第二項ノ通知ヲ為ササルトキ
附 則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則 (大正八年四月一〇日法律第五六号)
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則 (昭和八年四月一日法律第四四号)
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則 (昭和二〇年二月一二日法律第七号)
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第二十六条ノ三ノ規定ハ本法施行前軌道ヲ地方鐵道ニ変更シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス
附 則 (昭和二六年六月一日法律第一八八号)
この法律は、法施行の日から施行する。
附 則 (昭和二六年六月八日法律第二二一号)
この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。
附 則 (昭和三一年四月二日法律第六三号)
(施行期日)
(経過規定)
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律による改正後の鉄道抵当法（以下「新法」という。）第八条第四項及び第十条ノ二の規定は、この法律の施行前に抵当権の設定認可の申請又はこの法律による改正前の鉄道抵当法（以下「旧法」という。）第八条第二項の規定による申請があつた場合については、適用しない。
3 この法律の施行前に旧法第二十条第一項の規定による催告又は旧法第二十一条第一項の規定による催告の命令があつた場合には、この法律の施行後も、なお旧法第二十条又は第二十三条の規定を適用する。

- 4 この法律の施行の際現に未登録の第一順位の抵当権が存する場合には、監督官庁は、ただちに鉄道財団成立の登録をしなければならない。

5 旧法第三十条第一項第二号に掲げる事項の登録は、その効力を失う。

6 この法律の施行前に抵当権の消滅によりすでに消滅した鉄道財団の用紙の閉鎖については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 第二項から前項までの規定は、軌道財団及び運河財団について、前三項の規定は、自動車交通事業財団について準用する。

附 則 (昭和三四年四月二〇日法律第一四八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、国税徵収法(昭和三十四年法律第一百四十七号)の施行の日から施行する。

(公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置)

7 第二章の規定による改正後の各法令(徵収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徵収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徵収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三八年七月九日法律第一二六号) 抄

(施行期日)

この法律は、商業登記法の施行の日(昭和三十九年四月一日)から施行する。

附 則 (昭和三八年七月一五日法律第一四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和四一年七月一日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四四年八月一日法律第六八号) 抄

(施行期日)

附 則
号 号 抄
(昭和四六年六月三日法律第九九
施行期日)

て六月をこえない範囲内において政令で定める日から、第二条、附則第四条及び附則第五条の規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

- | | |
|---|--|
| <p>第一条 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。</p> | <p>(経過措置の原則)</p> |
| <p>第二条 この法律による改正後の民法（以下「新法」という。）の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行の際に存する抵当権で抵当であるもの（以下「旧根抵当権」という。）にも適用する。ただし、改正前の民法（以下「旧法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。</p> | <p>(新法の適用の制限)</p> |
| <p>第三条 旧根抵当権で、極度額についての定めが新法の規定に適合していないもの又は附記によらない極度額の登記があるものについては、その極度額の変更、新法第三百九十八条の四の規定による担保すべき債権の範囲又は債務者の変更、新法第三百九十八条の十二の規定による根抵当権の譲渡、新法第三百九十八条の十三の規定による根抵当権の一部譲渡及び新法第三百九十八条の十四第一項ただし書の規定による定めは、することができない。</p> | <p>新法の規定に適合していないもの又は附記によらない極度額の登記があるものについては、その極度額の変更、新法第三百九十八条の十二の規定による根抵当権の譲渡をすることは、妨げない。</p> |
| <p>第四条 旧根抵当権で、極度額についての定めが新法の規定に適合していないものについては、元本の確定前に限り、その定めを変更して新法の規定に適合するものとすることができる。この場合においては、後順位の抵当権者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。</p> | <p>(附記によらない極度額の登記がある旧根抵当権の分割)</p> |
| <p>第五条 附記によらない極度額の登記がある旧根抵当権については、元本の確定前に限り、該旧根抵当権を分割して増額に係る部分</p> | <p>(附記によらない極度額の登記がある旧根抵当権の分割)</p> |
| <p>(元本の確定する時期に関する経過措置)</p> | <p>(元本の確定する時期に関する経過措置)</p> |
| <p>第六条 この法律の施行の際に旧根抵当権について現に存する担保すべき元本の確定すべき時期に関する定め又はその登記は、その定めにより元本が確定することとなる日をもつて新法第三百九十八条の六第一項の期日とする定め又はその登記とみなす。ただし、その定めにより元本が確定することとなる日がこの法律の施行の日から起算して五年を経過する日より後であるときは、当該定め又はその登記は、当該五年を経過する日をもつて同項の期日とする定め又はその登記とみなす。</p> | <p>(弁済による代位に関する経過措置)</p> |
| <p>第七条 この法律の施行前から引き続き旧根抵当権の担保すべき債務を弁済するについて正当な利益を有していた者が、この法律の施行後元本の確定前にその債務を弁済した場合における代位に関する事項の規定による処分に関する例による。</p> | <p>(旧根抵当権の処分に関する経過措置)</p> |
| <p>第八条 この法律の施行前に元本の確定前の旧根抵当権についてされた旧法第三百七十五条第一項の規定による処分に関する例による。</p> | <p>(同一の債権の担保として設定された旧根抵当権の分離)</p> |
| <p>第九条 同一の債権の担保として設定された数個の不動産の上の旧根抵当権については、元本の確定前に限り、根抵当権及び根抵当権設定者の同意により、当該旧根抵当権を一つの不動産について他の不動産から分離し、これらの不動産の間に、新法第三百九十二条の規定の適用がないものとすることができる。ただし、後順位の抵当権者その他の利害の関係を有する者の承諾がないときは、この限りではない。</p> | <p>(元本の確定の時期に関する経過措置)</p> |
| <p>第十条 この法律の施行前に、新法第三百九十八条の十六の規定による分離は、新法第三百九十九条の二十第一項第一号に規定する申立て、同項</p> | <p>(前項の規定による分離は、根抵当権の設定とみなす)</p> |

のについては、この法律の施行の日にこれらの事由が生じたものとみなして、同項の規定を適用する。

- (旧根抵当権の消滅請求に関する経過措置)

第十九条 極度額についての定めが新法の規定に適合していない旧根抵当権については、その優先権の限度額を極度額とみなして、新法第三百九十八条の二十二の規定を適用する。

(鉄道抵当法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 前条の規定による鉄道抵当法の一部改正に伴う経過措置については、附則第二条から附則第十三条までの規定の例による。

附 则 (昭和四六年六月三日法律第一〇〇号) 抄
(施行期日)
この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 则 (昭和六一年一二月四日法律第九三号) 抄
(施行期日)
この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 则 (平成五年一月一二日法律第九九号) 抄
(施行期日)
この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

附 则 (政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 则 (平成七年五月八日法律第八五号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

第一条 (鉄道抵当法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の鉄道抵当法(以下この条において「旧鉄道抵当法」という。)第二条ノ二第一項の規定により成立している鉄道財團は、第一項の規定による改正後の鉄道抵当法(以下この条において「新鉄道抵当法」という。)第二条ノ二第一項の規定による改正後の鉄道抵当法(以下この条において「新鉄道抵当法」という。)第二条

九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第三十五条の改正規定（「条例を含む。」）を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和五年六月一四日法律第五三二章の規定及び第三百八十八条の規定）

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正

規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第十九条の改正規定

不実の改正規定 同法第二十九条の改正規定「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加

える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号

の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第一百八十三条

の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十一
条、第三二三条、第三二四条、第三二六条及び

第三十三条 第三十四条 第三十六条及び
第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪
の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四

項の改正規定を除く。)、第四十七条中「鐵道抵當法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第

三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百五十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条规定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第一項中民事執行法第十八条の次に「一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る)、同法第三十三条第一項の改正規定、同法第六十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定(同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く)、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百十一条の改正規定(「第八十五条並びに」を「第八十五条から第八十六条まで及び」に改める部分に限る)、同法第一百四十二条第二項の改正規定、同法第一百六十六条第二項の改正規定、同法第二百条第一項の改正規定及び司法附則に六条を加える改正規定、同法第六十七条の十一第七項の改正規定(第九十二条第一項)の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る)、同法第一百九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規定及び司法附則に六条を加える改正規定、同法第五十九条に二項を加える改正規定、同法第六十三条中民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法第二章に一節を加える改正規定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法第二章に一節を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定(「第十八条」の下に「第十八条の二」を加える部分に限る)、及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定(「第十八条」の下に「第十八条の二」を加える部分に限る)、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十条

附則（令和五年二月三日法律第八
六号）抄
(施行期日)